

令和6年度山形県障がいのある人もない人も 共に生きる社会づくり県民会議

日 時 令和6年8月5日（月）
10:00～11:30
場 所 県庁 2階講堂

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 県民会議について

4 協 議

(1) 報 告

① 障害者差別解消法の一部改正について

② 共生する社会の実現に向けた施策の取組み状況等について

(2) 各団体の取組みについて

① 山形県共同受注センター

② 長井市

③ 山形県バス協会

(3) 意見交換

5 その他

6 閉 会

山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 障がいを理由とする差別を解消し、誰もが分け隔てなく共に生きる社会を実現するため、差別を解消する取組みを効果的かつ円滑に行い、共生する社会の実現に向けた施策を推進するため、山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 県民会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がいを理由とする差別を解消する取組みの効果的かつ円滑な推進に関すること。
- (2) 共生する社会の実現に向けた施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 県民会議は、山形県、各市町村及び別記の団体等（以下「各団体」という。）により構成する。

- 2 県民会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は山形県知事を、副会長には山形県健康福祉部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 6 県民会議は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

(会議)

第4条 県民会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 県民会議の事務を処理するため、事務局を山形県健康福祉部障がい福祉課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行する。

別記

県民会議構成団体（順不同）計77団体

分野	団体
福祉	山形県社会福祉協議会
	山形県身体障害者福祉協会
	山形県知的障害者福祉協会
	山形県精神障がい者団体連合会
	山形県視覚障害者福祉協会
	山形県聴覚障害者協会
	山形県手をつなぐ育成会
	山形市・県肢体不自由児者父母の会
	(9) きょうされん山形支部
医療	山形県医師会
	(2) 山形県歯科医師会
介護	山形県老人福祉施設協議会
	(2) 山形県老人保健施設協会
教育	山形県高等学校長会
	山形県中学校長会
	山形県連合小学校長会
	山形県私立学校総連合会
	山形県特別支援学校長会
	山形大学
	東北公益文科大学
	東北文教大学
	山形県立米沢栄養大学・山形県立米沢女子短期大学
	(10) 山形県立保健医療大学
農林業	山形県農業協同組合中央会
	(2) 山形県森林組合連合会
商工	山形県銀行協会
	山形県商工会議所連合会
	山形県商工会連合会
	山形県旅館ホテル生活衛生同業組合
	山形県料理飲食業生活衛生同業組合
	山形県観光物産協会
	山形県建築士会
	(8) 山形県宅地建物取引業協会
公共交通	山形県バス協会
	山形県ハイヤー協会
	(3) JR東日本東北本部山形支店
芸術	東北芸術工科大学
	(2) 山形県芸術文化協会
スポーツ	(1) 山形県スポーツ協会
行政	山形労働局
	山形地方法務局
	各市町村(35市町村)
	(38) 山形県

山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり県民会議について

1 目的

障がいを理由とする差別を解消し、誰もが分け隔てなく共に生きる社会の実現に向け、県、市町村、国の関係機関、各分野の団体が参画し、一体となって、県民総参加で差別を解消する取組みを効果的かつ円滑に推進するため。

2 設置

平成 28 年 5 月 13 日（第 1 回県民会議を開催）

3 根拠法令

- 山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例（以下「差別解消条例」という。）第 18 条に定める「共生する社会の実現に向けた推進体制」として設置。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 17 条第 1 項に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」としての位置付けも兼ねる。

(参考)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)

第 17 条第 1 項 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。

(参考)

山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例

(平成 28 年 3 月県条例第 25 号)

(共生する社会の実現に向けた推進体制の整備)

第 18 条 県は、障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、及び共生する社会の実現に向けた施策を推進するための体制を整備するものとする。

障害者差別解消法が変わります

令和6年4月1日から合理的配慮の提供が事業者も義務化されました

「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「**不当な差別的取扱い**」を**禁止**し、障がいのある人から申出があった場合に、「**合理的配慮の提供**」を**求める**ことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への**合理的配慮の提供が義務化**されました。

《改正後》

対象	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関等	禁止	義務
事業者 ※	禁止	努力義務⇒義務

※「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体等であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者です。個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

不当な差別的取扱いの禁止

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービス等の提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることなどは禁止されています。

<具体例>

- ◆保護者や介助者がいなければ一律に入店を断る。
- ◆障がいのある人向けの物件はないと言って対応しない。
- ◆障がいがあることを理由に、スポーツクラブやプールなどの利用を拒否する。

合理的配慮の提供

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために、何らかの対応を必要しているとしていると意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

<具体例>

- ◆飲食店で車イスのまま着席したい。
→ (対応) 机に備付のイスを片付けて、車イスのまま着席できるスペースを確保した。
- ◆難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望。弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。
→ (対応) 太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

合理的配慮の提供における留意事項 (対話の際に避けるべき考え方)

「前例がありません」

- 合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。

「特別扱いはできません」

- 合理的配慮は障がいのある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

「もし何かあったら・・・」

- 漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるか、具体的に検討する必要があります。

「〇〇障がいのある人は・・・」

- 同じ障がいでも程度などによって適切な配慮が異なりますので、ひとくくりにせず個別に検討する必要があります。

「合理的配慮」には対話が重要です！

合理的配慮の提供にあたっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、**障がいのある人と事業者が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要**です。このような双方のやり取りを「**建設的対話**」といいます。

障がいのある人からの申出への対応が難しい場合でも、**障がいのある人と事業者等の双方が持っている情報を共有し、相互理解に努め、柔軟に対応策を検討することが重要**です。

◀周知用リーフレット

周知用チラシ
(事業者向け)

どの資料も内閣府ホームページからダウンロード可能

検索

内閣府 障害を理由とする差別の解消



障がいのある人もない人も共生する社会づくりの推進について

概要

○平成28年に制定した「山形県障がいのある人もない人もともに生きる社会づくり条例」に基づき、障がいを理由とする**差別の解消を推進**するとともに、**障がい者の社会参加を支援**し、障がいのある人もない人も共にいきいきと生活できる**共生社会の実現を図るための施策を実施する。**




「啓発及び知識の普及」

「意思疎通手段の確保」

「社会参加の推進」

現状と課題

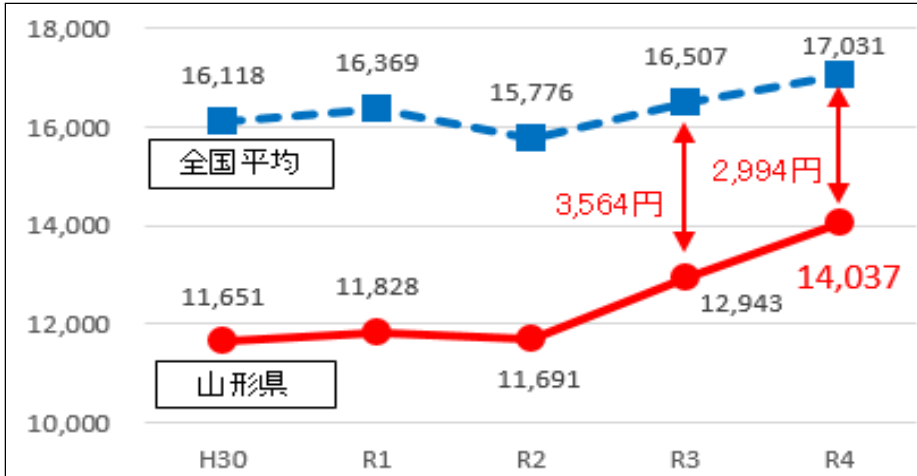
- 差別解消に向けた更なる周知が必要（差別解消法及び差別解消条例の**啓発及び知識の普及**、**配慮の促進**）
- 手話の普及及び手話を通して聴覚障がい者への理解の促進が必要（**意思疎通手段の確保**）
- 文化芸術活動、スポーツ等への参加機会の確保と県民の理解が必要（**社会参加活動の推進**）

	■ 障がいなどに関する啓発及び知識の普及	■ 意思疎通手段の確保	■ 社会参加活動の推進		
	<p>【心のバリアフリー推進員養成】</p> <p>282人</p> <ul style="list-style-type: none"> 出前講座の実施 推進委員ステッカーの作成配布 活動事例集作成 	<p>【各種広報】</p> <p>県民会議</p> <ul style="list-style-type: none"> HP各種広報媒体を活用した広報 ターゲット（小学生）を絞った周知啓発 「差別解消強化月間」の設定 心の輪を広げる障がい者理解促進事業 	<p>【手話等の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> 手話言語条例の制定 手話動画のHP掲載 周知啓発パンフレット作成配布 出前手話研修会の開催 	<p>【スポーツ】</p> <p>スポーツボランティア活動推進ほか</p> <p>【文化芸術】</p> <p>やまがたアートサポートセンターの設置を支援</p>	
H28	282人				
H29	516人（累計 798人）				
H30	681人（累計 1,479人）				
R元	448人（累計 1,927人）				
R2	239人（累計 2,166人）				
R3	249人（累計 2,415人）				
R4	297人（累計 2,712人）				
R5	229人（累計 2,941人）	<p>■ 配慮の促進</p> <p>ヘルプマーク導入</p> <p>+</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の協賛 一般の理解 <p>ヘルプマークパートナーシップ企業連携</p> <p>配布数 11,469個</p> <p>認定企業数 117企業 (R6.3.31時点)</p>			
R6	<p>心のバリアフリー推進員</p>  <p>心のバリアフリーを推進しています</p>			<p>やまがたアートサポートセンター</p> 	
	<p>○心のバリアフリー推進員の養成研修 全体研修 / 出前講習</p> <p>○心のバリアフリー推進員ステップアップ研修 心のバリアフリー推進員が行う具体的な取組みを支援するためステップアップ研修を実施 全体研修 / 出前講習</p>	<p>○ヘルプマーク導入普及</p>	<p>○県民への周知 一般・児童向けパンフレット作成配布</p> <p>○障がい者差別解消強化月間（12月）の設定 市町村・関係福祉団体と連携した差別解消に向けたイベント広報</p>	<p>○手話普及 県 HP掲載</p> <p>○出前手話研修会の開催 県民、自治体、児童向け</p>	<p><スポーツ></p> <p>○スポーツボランティア活動推進</p> <p>○スポーツ出前教室の開催</p> <p><文化芸術></p> <p>○公募展・展覧会の開催</p> <p>○支援人材の育成</p>
	事業所を主な対象とした普及啓発	一般県民を対象とした普及啓発	障がい者の社会参加促進		
	障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現				

障がい者就労継続支援事業所の工賃向上に向けた取り組みについて

障がい者就労継続支援B型事業所の活動に対する企業の理解と協力を得ながら、**事業所の受注機会の確保・拡大**や事業所製品の開発・改良等に対する支援などにより、事業所の売上を伸ばして利用者の**工賃向上を実現**する。

(単位：円) 【平均工賃月額推移 (過去5か年度)】



【工賃の状況】

○ R4平均工賃月額 **14,037円(8.4%増)**

- ・平均工賃月額 **全国46位**
- ・対前年度増加率 **全国1位**

⇒ 全国との差も縮小、一定の成果

第五期山形県工賃向上計画 (令和6～8年度)

平均工賃月額目標

令和6年度	令和7年度	令和8年度
15,400円	16,200円	17,000円以上

「工賃」… 作業や製品販売により得られた収入総額から必要経費を除いた金額で利用者に支払われるもの

事業所の売上げ増による工賃向上

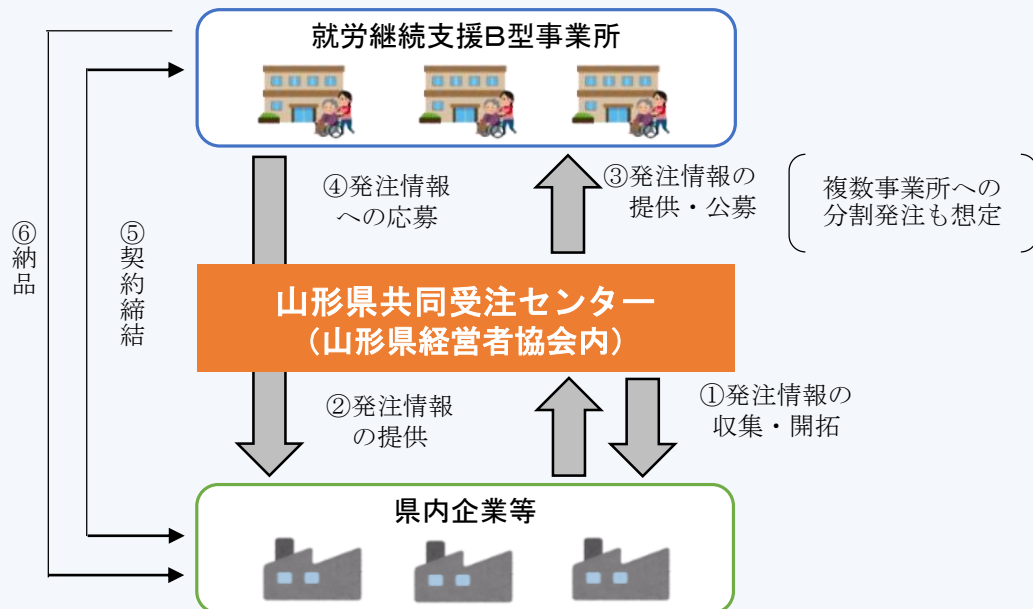
令和6年度の主な取り組み

1 共同受注センターによる取引の斡旋・紹介

設置目的： 県内企業等から発注情報を収集して取引の斡旋・紹介等を行い、事業所の受注機会の確保と売上の向上を図る。

- 主な業務：
- ① コーディネーター(2名)による企業等の情報収集
 - ② 事業所と企業等の受発注のマッチング
- ※他県の共同受注センターで指導実績のある専門家の定期的な指導・助言により、センター業務を戦略的に推進
- ◎ マッチング数：323件(令和6年6月末現在)

【受発注のマッチングの流れ】



2 「ふれあいパートナーシップ企業」の募集

- ・事業所の売上げ増に積極的に協力する企業を募集し、事業所と企業の多様な連携・協力を促進
- ◎登録数：86社(令和6年6月末現在)

3 デジタル業務の推進

- ・事業所職員向けのデジタル業務研修の開催等への支援
- ◎ステップアップ研修：8月～10月開催

4 障がい者就労事業所製品の販売促進

- ・山形駅周辺施設やコンビニ駐車場等における事業所製品の販売会の開催
- ◎にこにこマルシェ：年2回(1回目 7/20・21開催、2回目 秋頃開催予定)など

5 農福連携の推進

- ・農業と福祉の連携のもと、農業分野における担い手不足と障がい者の就労機会の拡大
- 農福連携推進員(2名)の設置による事業所と農業者等のマッチング支援
- ◎マッチング数：22,385人(令和5年度実績)

6 工賃向上コーディネーターによる実行支援

- ・経営の専門家である工賃向上コーディネーターによる、事業所が策定した工賃向上計画の実行に向けた支援 (助言指導、計画内容見直し、県内産業支援機関への取次等)

7 障がい者就労事業所製品開発・改良支援事業費補助金

- ・事業所での製品開発・改良に必要な機械・設備等の整備に対する補助 (既存の生産活動分野：補助率1/2、新たな生産活動分野の開発：補助率2/3)